

平成18年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイ・エー・エー
代表者名 代表取締役会長兼CEO 長 嶋 重 雄
(コード番号: 2394 東証第二部)
問合せ先 代表取締役副社長兼CFO 早 原 弘 明
(TEL. 03-3878-1176)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第6回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 公告閲覧の利便性向上及び公告費用の節減を図るため、現行定款第4条を変更し、公告方法としてインターネットを利用した電子公告を採用するものであります。併せてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めるものであります。
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。
 - ① 新たに導入された株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の制度(変更案第14条)、取締役会の書面決議制度(変更案第26条)及び社外監査役との責任限定契約(変更案第40条)を採用するための所要の変更を行うものであります。
 - ② 定款上で引用する条文を「会社法」の相当条文に変更するものであります。
 - ③ 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)により、「会社法」の施行に伴って定款に定められたものとみなされた事項につきましても、条文の新設、変更、所要の文言の整備等を併せて行うものであります。
 - ④ その他、「会社法」に基づく規定の新設、削除を行うとともに、「会社法」の規定の文言に合わせ、所要の変更を行うものであります。
- (3) 社外取締役を選任する場合に、優秀な人材を迎えられるように、社外取締役との責任限定契約を締結することができる旨の規定(変更案第30条)を新設するものであります。
- (4) 上記の条文の新設及び削除に伴い、章数及び条数の変更を行うとともに、字句の整備等、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定時株主総会開催予定日 平成18年6月29日
定款変更の効力発生日 平成18年6月29日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、株式会社ジェイ・エー・エーと称し、英文では、JAPAN AUTOMOBILE AUCTION INC. と表示し、J A Aと通称する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 自動車のオークション運営並びに受託運営2. 自動車の売買・賃貸並びに仲介斡旋3. 自動車の部品及び消耗品の売買並びに仲介斡旋4. 自動車の輸出入5. 自動車の情報処理及び情報提供サービス業6. コンピューターのハードウェア・ソフトウェア及び関連機器の販売及び賃貸並びに保守管理7. 不動産の売買・賃貸並びに保守管理8. 損害保険代理業務並びに生命保険の募集に関する業務9. 前各号に附帯する一切の業務 <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都江戸川区に置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関) <u>第4条 当社は、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"><u>1. 取締役会</u><u>2. 監査役</u><u>3. 監査役会</u><u>4. 会計監査人</u> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の<u>発行する株式の総数</u>は、37万2,800株とする。<u>ただし、株式の消却が行なわれた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式および端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>② <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>端株原簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録および端株の買取りその他株式および端株に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社の<u>株券の種類、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録および端株の買取りその他株式に関する請求、届出、申出の手続きおよび手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の<u>発行可能株式総数は、</u>37万2,800株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 <u>当社は、株式取扱規則に定めるところにより、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>② <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定める。</u></p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>法令または定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その期の定時株主総会において株主の権利を行使できる株主とする。</p> <p>② 前項の場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者、もしくは同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主をもって、その権利を行使することができる株主、登録質権者または端株主とする。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集時期)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第11条 株主総会は、会長または社長のうち、取締役会があらかじめ選任した者が招集し、議長となる。</p> <p>② 会長および社長の双方に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その<u>事業年度の定時株主総会</u>において株主の権利を行使<u>することができる</u>株主とする。</p> <p>② 前項の場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする<u>ことができる</u>。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第12条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。<u>この場合には、株主総会毎に、代理権を証する書面を提出しなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合<u>の他</u>、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>② <u>商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載<u>または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>② <u>株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第15条 当会社の取締役は、9名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第16条 <u>当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議により選任する。</u></p> <p>② 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合<u>を除き</u>、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② <u>会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 <u>株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 <u>取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>② (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠または増員により<u>就任した</u>取締役の任期は、他の取締役の任期の残任期間と同一とする。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第18条 <u>当社は、取締役会の決議により、取締役の中より、会長および社長各1名を選任し、必要に応じて副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選任することができる。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第19条 <u>会長および社長は、当社を代表する。</u></p> <p>② 前項のほか、必要に応じ、取締役会の決議により、<u>当社を代表すべき取締役を選任</u>することができる。</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第20条 取締役会は、会長または社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 会長および社長の双方に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(取締役会の招集手続き)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠または増員により<u>選任された</u>取締役の任期は、他の取締役の任期の残任期間と同一とする。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議により、<u>取締役の中から、会長および社長各1名を選定し、必要に応じて副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定</u>することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、その決議により、会長および社長を、代表取締役に選定する。</u></p> <p>② 前項のほか、必要に応じ、取締役会の決議により、代表取締役を<u>選定</u>することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集手続き)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって<u>行う</u>。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第23条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>② 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第24条 取締役会に関する事項については、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬)</p> <p>第25条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第26条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 取締役全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の選任)</p> <p>第27条 <u>当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議により選任する。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残存期間と同一とする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第29条 監査役はその<u>互選により常勤監査役を1名以上置かなければならない。</u></p> <p>(監査役会の招集手続き)</p> <p>第30条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することが出来る。</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって<u>これを行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第32条 監査役会の議事録は、<u>議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第33条 監査役会に関する事項については、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬)</p> <p>第34条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(監査役の選任)</p> <p>第32条 監査役の<u>選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残存期間と同一とする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、<u>その決議により常勤監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集手続き)</p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することが出来る。</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 監査役会の議事については、<u>法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第35条 当社の<u>営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当)</p> <p>第36条 <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者、および毎決算期の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対して支払う。</u></p>	<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第40条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任および任期)</p> <p>第41条 <u>会計監査人は、株主総会の決議により選任する。</u></p> <p>② <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第42条 当社の<u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>(期末配当金)</p> <p>第43条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し<u>金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(中間配当)</p> <p>第37条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主および登録質権者および毎年9月30日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対して、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p>第38条 <u>利益配当金および中間配当金</u>が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(<u>中間配当金</u>)</p> <p>第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主および登録株式質権者に対し、<u>剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を支払うことができる。</u></p> <p>(<u>配当金の除斥期間等</u>)</p> <p>第45条 <u>期末配当金および中間配当金</u>が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>② <u>未払いの期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p>

以 上